

## 「ぼくの仕事は通い夫」 — 障害者のグループホームというところ —

藤井 直樹

(社会福祉法人オリーブの樹/コミュニティ福祉学科2002年卒業)

### 1. 障害者グループホームとは

グループホームというと、介護保険サービスの認知症対応型共同生活介護と障害福祉サービスの共同生活援助事業とがある。私は障害者の方のグループホームに2004年12月から2021年3月まで、約14年間つとめてきた。(2年間出向があったり、育児休暇を3ヶ月もらったりした。)2021年4月に異動したので、これまでの取り組みや思いをまとめておこうと思い筆を取った。

グループホームは法律的には、「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。対象者は、障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」とする。))となっている。グループホームの職員は「世話人」「生活支援員」「サービス管理責任者」というが、一般に馴染みのない、イメージの湧かない役職名だろう。働き始めたころはグループホームと言っても一般の人はもとより福祉関係者でも認知度が低く、いつかは“教師”“銀行員”など一言で分かりやすい仕事になるように願って働き続けた。そこで仕事を聞かれた時には、具体的に仕事の内容を説明していた。「グループホームっていう障害者が共同で暮らしている家に行って、調理や掃除や洗濯などの家事全般をして、お金の管理をして、そこで生活している障害者の話し相手や愚痴聞きや相談相手になって、家庭や職場や日中の福祉サービス事業所や役所とのやり取りをしたり、手続きを手伝ったり、必要なら看病や通院の付き添いもする。泊まり込みもある。」と。それを聞いたある人からは「まるで通い妻だな」と評された。それを聞いて一言で分かりやすいと思い、上記の前に「通い妻なんです」と言い始めた。そうすると俄然興味を持って仕事の説明を聞いてく

れた。「女性差別なんじゃないの」と厳しい意見を頂き、通い夫と言いかえた。

ちなみに通い妻の意味は、インターネットで調べると、「常態的には一緒に住まず、その時々で必要な際に相手の住まいに通う女性のこと。相手の洗濯や食事の準備など身の回りの世話のために通うこともある。通い妻という言葉から、結婚している男女を想像するかもしれないが、まだ結婚していない状態で、相手の住まいに通っている場合も含まれる。平安時代の貴族の場合は女性のところに男性が通った“通い婚”もあった。」とあった。

## 2. 住人（居住者、入居者、利用者）

さて次に聞かれたのは障害者ってどんな人？という疑問だ。一般的には身体障害、知的障害、精神障害、発達障害と分類されるが、当法人は知的障害の働く場から始まったこともあり、知的障害の方が多い。障害者自立支援法、総合支援法と法律が変わり、対象は難病を患った人にも広がった。生まれてからずっと施設暮らしだった人、何を言っても「良いですよ」と答える優等生的な人、自立心に溢れていて無断外泊が大好きな人、身体は男性だが「私は女の子だから女の子として扱って」と求める人、SNSで知り合っただけで会う前の女性と結婚すると希望する人、ホストになった人、世の中にはいろいろな人がいるものだとつくづく思ったものだ。

なかでも一番印象深いのは刑務所や少年院から出てきた人たちだ。（以下、「触法障害者」とする。）刑法39条には「1心神喪失者の行為は、罰しない。2心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」とあるが、きちんと刑を受けてきていた。窃盗や詐欺（無銭飲食）といったものから、人の命を奪ったものまで理由（罪名）は様々だった。障害のために自分を弁護できない（うまく説明できない）、流されやすい、障害が分からなかったり隠したりして働いても長続きせずお金がない（弁償できない）、身元を引き受けてくれる人がいない、等の理由から刑を受けることが多いと指摘されている。（浜井 2009）

## 3. 触法障害者を受け入れる思い

当法人の理事長に、なぜ触法障害者を受け入れるのか聞いた。「ある利用者がいた。その人は家族に恵まれず養護施設で育ち、そこから当法人のグループホームに入居したが、入居直後から非行行為や犯罪行為を繰り返し、窃盗、器物損壊、恐喝、無免許運転、無銭飲食、無賃乗車、無断外泊等を繰り返した。その度に警察への身柄の引き取りなどを行ったが、改善は見られず大きな事件を起こしたのを契機に逮捕され警察の手に委ねられた。そんな折、ある弁護士の勉強会で、受刑者の3割は知的障害者ということ、行政や福祉事業所は彼らの存在を無視し福祉の手を差し伸べていないこと、結果として彼等は何度も罪を重ね累犯者となっ

ていることを学んだ。その利用者への償いとして何とか触法障害者を援助できないかと思っていた。そこでちょうどその頃できた地域生活定着支援センターと協力して、触法障害者をグループホームで生活の場として受け入れたり、仕事の場として法人内の就労系サービスを提供するようになった。」ということだった。

グループホームとしては関係機関と連携し、社会生活を続けることを目的に以下の支援を提供している。

①	グループホームの体験利用、正式入居（個室での安定した住まいの提供）
②	生活リズムを整える（日中は仕事や活動、夜は休む。仕事や活動の日と休日が分かれている。）
③	日中活動先（就労移行支援、就労継続支援、生活介護事業所、職場）や相談支援事業所と連携しての支援（課題の共有、仲間作り、やりがい、他者の役に立つ経験、ありがとうと言われる経験、高い工賃や給料、就労継続支援A型や一般就労をめざすこと）
④	生活保護や年金などの手続き、金銭管理の支援
⑤	食事提供、健康管理、通院付き添い、服薬支援、医療機関との連携
⑥	対人関係の支援（事件関係者との接触を断つ、現場付近へ出かけない、新しい人間関係を作る、事件や受刑のことは話さない、嫌なことやストレスへの適切な対処）
⑦	家族との適切な距離感（近すぎて失敗してきた場合は離れて暮らし、年に数回会う）
⑧	できそうな人や希望者は、ゆくゆくは一人暮らしを目指す。アフターフォロー。

私はグループホームの職員として、触法障害者20名を受け入れた。一緒に暮らす中で感じたことは、みな犯罪をしたような悪い人には見えないということだった。特別怖いとも思わなかったし、自分が傷つけられるかもという恐怖感もなかった。だいたいの人がテレビ番組の『警察24時』が大好きで、番組を見ながら「あいつら悪いなあ」などと言っていて面白かった。生活を始めて楽しいことも苦勞も共にし、たくさんの相談を受けてきて、通院や手続きに同行してたくさんの時間を共有し、信頼関係を築けたと自負している。性風俗店の店長をして捕まった、知らない間に名字が変わった、ヤクザとテキ屋をした、警察に「この街から出て行け」と言われた、と苦勞話や武勇伝を聞き、弱者がいいように使われる現実を目の当たりにした。

もちろん被害者がいること、被害者からしたら加害者を支援するなんて考えられないという怒りがあるだろうということは、忘れないようにした。弁償をしたい、被害者のために祈りたいという希望があれば、どのような方法が良いかを一緒に考え実行した。事件のことは過去のこととして話さない人もいた。だからと言って、反省や弁償を職員が促すというのもちがうと思っていた。その人たちが更なる加害者になって、また別の被害者を生まないように、という願いをもって支援をした。

また法人として、触法障害者支援のポイントとして“3つのまもる”というのを掲げている。

護	悪い方向へ引き込む人（反社会的勢力や刑務所仲間、悪友、場合によっては家族）の誘惑からまもる
衛	悪い方向へ行かないよう自己防衛、自分を律する力、危機回避の力をつける
守	生活する上での基本となる約束事（社会のルール、時間やお金の使い方）をまもる

福祉の一番の役割は自立支援である。自立し社会生活を続けることが、結果として再犯防止に結びつくものと考えて支援をしている。“3つのまもる”は再犯防止のためのものに見えてしまうが、触法障害者の安全確保のためのものである。

また、事件ではなくその人の背景にあることに目を向ける。それは、「矯正施設を行き来している障害者とは、(中略)多くが地域社会の中で孤立し、ネグレクト、虐待、DV、親族や他人からの金銭搾取などの被害を受けており、多くが加害者になる前は被害者でもあった。」(岸 2017) という視点を忘れないことである。

しかし残念ながら、利用中に再犯をして逮捕、起訴、収監されてしまった人や、「福祉の世話になりたくない」と出て行ってしまった人もいた。彼らの特徴として、自らの考えや欲求に忠実である、後先を考えず衝動的な行動をする、感情を爆発させやすい、支援の必要性を感じられない、といった点が挙げられる。「自分が変わるための動機づけには、(中略)“自己への気づきがあること”そして“自己評価が向上すること”」(宮口 2019)が必要と述べられているように、自分の特徴に気づいてもらう支援、褒められる認められる経験を増やす支援を目指した。しかしながら、虐待を受けてきた過去、障害に気が付かずいじめられた過去があったり、「支援を受けなくても平気、自分でなんでもできる」と頑なだったり、「自分のお金は自由にしたい、あれこれ言われたくない」と言って支援を拒否する人もいて、うまくいわずに悩むことばかりだった。触法障害者の支援は、ひとつの事業所、ひとりの職員の力では解決できない、これについて身を持って思い知った。もっともっと他の関係機関と協力したり、例えば強度行動障害などの支援の方法を探ったり教わったりすべきだったと反省している。

社会生活を続けている人たちももちろんたくさんいる。そして、これからも生きづらさを抱え行き場のない触法障害者の受け入れは続いていく。触法障害者支援には「人は食べ物があり寝床があるだけでは生きていけない」、「居心地のいい場所や活躍できる場所があることは重要である」(岸 2017) と述べられている。グループホームがそういう人たちに必要な場所であり続けることを願っている。

## 4. 地域で暮らす

私が作成したグループホームのパンフレットに、グループホームは「家族や入所施設から独立して、地域で自立して生活するための場所」「将来、一人暮らしをするための訓練の場所」「自分らしく生きるための場所」であると書いた。そのためには地域で認められる存在にならないといけないと思い、一般的な住宅地で町内会に入会する、清掃や夏祭りなどの地域活動に参加していくようにした。現代的にはこういうことは減っていて、実際加入した町内会でも「新規入会者がいなくて、いつまでも年寄りばかりで運動会もできない」などと言われていた。町内会に入らなくても困りはしないだろうとも思えるが、いきなりグループホームができたなら近隣の住人はどう思うだろうか。映像作品『不安の正体 精神障害者グループホームと地域』では地域の強固な反対運動と、入居者の生活が描かれており、考えさせられた。幸い当法人のグループホームは反対運動はなく受け入れられたが、後からできた隣家の住人に挨拶をしに行ったら「関わらないんでそういうのは良いです」と全く関りを持つという気持ちがない人もいた。何かにつけ「グループホームを開かれた場所に」「顔の見える関係作りが大切」と言われてきていたが、前掲の映像作品では反対運動の人から「内部の関係者だけで連携作りをしてきていただけないか。(地域に開かれていない)」と指摘されていた。

実際に障害者がグループホームでの生活を始めてみると、失敗してしまうことも地域に迷惑をかけてしまうこともあった。例えば、庭を通り道にしてしまう、万引き、野外排泄、大声奇声、警察を呼ぶ、他人の自転車を勝手に動かしてしまう、軽傷なのに救急車を呼ぶ。直接出ていけとは言われませんが、しっかり面倒を見ろという声なきプレッシャーは感じた。防災面ではさらに地域との連携が必要になってくる。今後の課題というか永遠の課題だ。ただし入居者の生活を“管理する”のはグループホームではない。個人の生活を大切にしつつも地域で他人と共生することの両立の難しさだった。

## 5. 新型コロナウイルス

ありがたいことにグループホーム職員、入居者には感染者は出なかった。(2021年3月末現在) 基本的な感染予防対策をし、食事の時間を分けたり、レクリエーションを縮小したため、入居者にはストレスになってしまった。その中でも人が多い所へ遊びに行ってしまう人がいて、やきもきさせられた。その危険性をいくら説明しても、「自分には関係ない」というスタンスで、遊びの欲望が勝って出かけてしまった。外出禁止にしたとしても、日中通っているところからの帰りにいくらでも遊びに行けてしまうし、強制力はグループホームには相応しくない。

ここでも共同生活を守ることと個人の自由の天秤で苦勞した。

## 6. これからのグループホーム

今、全国のグループホームの入居者は13万人ほどになり、入所施設の入所者数を超えていて地域移行が進んでいると言える。今後も入所施設からの退所者や精神科入院患者の退院受け入れ枠が必要で、ますます増えていくと思われる。社会福祉法人やNPO法人だけでなく株式会社の参入もあり、いろいろな形のグループホームもでき、多様な人が職員になる。対して入居者は重度化、高齢化していくことが予想される。関係機関、医療機関、介護保険サービスとの連携がますます重要視される。一人暮らしに移行する人も多数出てくるので、アフターフォローも必要になる。

外部の目を入れることについては、福祉サービス第三者評価を導入することが有効だろう。重度化する入居者の当事者参加、権利擁護、意思決定支援も考えていかなければならない。8050問題には、家族も含めたケアができる多機能型のグループホームができると良い。このように列挙すると課題だらけのようだが、いろいろな可能性があるかと解釈できる。

## 7. 最後に

2021年8月に亡くなった社会福祉法人南高愛隣会の田島良昭氏は、各地の入所施設に暮らす障害者を訪ねてまわり「ここに入って幸せですか」と尋ねたが誰も「幸せです」とは答えず、「何をしたいですか」と聞くと「お母さんに会いたい」と答えたと著書で述べている。そこで入所施設はいらないと感じ、グループホームの元になる生活の場を作り始めたという。(田島 2018) 今グループホームの入居者に「幸せですか」と聞いたら何と答えるだろうか。毎日「家に帰りたい」と叫んでいる入居者がいる。家族がその人を支援する力がなくなったための入居だったが、その人はなかなか納得できないでいる。住み慣れた我が家、大切な家族と離れるのはとても辛い。少数とはいえ家族ではない他人と共同生活をするのも気を使って不自由かもしれない。そういう環境に慣れて落ち着いてきた人もいたので、時間が解決してくれると待つしかないか。触法障害者の中にも“ここではないパラダイス的などこか”を探し焦る人は多かった。理想を夢見るのはとても良いが、まずは“ここで生きるという意識、覚悟”が土台になる。そこから、現実と理想の差を埋めるのが本人の力をひきだす職員の支援だ。

職員としては、「多様な暮らしを認める」「自立の形は人それぞれ」「入居者が生活の主人公である」という考えを忘れないようにした。今回の実践報告にあたり改めて文献を読み直した際に「グループホーム職員として『勤務』するにあたり、私が最初にしなければならなかったことは、『勤務』という概念を取り除く

ことであった。なぜなら、ここは『生活空間』であるということ尊重したかったからである。」(今井 2005)という文章を見つけた。そういう意味でも“通い夫”という考え方はあながち間違っていないのではないかと感じた。他の職員からは藤井さんは何でもOKにして甘いと言われていたが、それは自立と言いつつもつつい必要以上に手や口を出してしまったり、職員が決めてしまったり、ひいてはパターンリズムになってしまうとの葛藤があったからであった。グループホームという密度の濃い環境では、つかず離れずさりげなくという距離感が難しかった。また「いてもいなくてもよい存在だが、でもいることが重要だ、風のように」と述べられている。(今井 2005) これは、異動した地域活動支援センターでも同じようなスタンスが求められていると感じる。このことを忘れずにいたい。それに加えて、自分自身は相談できる職員、話しやすく頼りになる職員でありつづきたい。

#### 参考・引用文献

- 浜井浩一 (2009) 『2円で刑務所、5億で執行猶予』 光文社
- 生島浩・岸恵子ほか (2017) 『触法障害者の地域生活支援』 金剛出版：pp.137-141.
- 宮口幸治 (2019) 『ケーキの切れない非行少年たち』 新潮社：p.152.
- NPO法人自律支援サポートセンターさぼーと製作 (2021) DVD『不安の正体 精神障害者グループホームと地域』
- 田島良昭 (2018) 『一隅を照らす蠟燭に』 中央法規出版：p.44.
- 伊澤雄一・今井俊道ほか (2005) 『精神障害者グループホーム設置・運営ハンドブック』 中央法規出版：pp.131-132.